

令和3年度農業委員会総会議事録

| | |
|------|--|
| 日時 | 令和3年4月20日（火）午後1時25分～午後2時25分 |
| 場所 | さぬき市役所 3階 301、302会議室 |
| | 開会 会長挨拶 来賓祝辞 議事録署名委員の指名について 議案第1号 令和2年度事業報告について 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動報告について 議案第2号 令和3年度事業計画（案）について 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について 議案第3号 会長職務代理者の辞任について |
| 出席委員 | 1 楠 豊 3 朝倉重弘 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 間嶋正憲 8 大塚ノブ子 9 岡村義弘 10 廣瀬 徹 12 十川隆行 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 芳竹和政(会長職務代理者) 18 松原俊幸 (会長) |
| 欠席委員 | 2 吉原博美 11 川田政美 |
| 事務局 | 山下智資事務局長 頼富伸次副主幹 脇谷哲士主査 松本美佳主査 |
| 農地機構 | 松岡一海農地集積専門員 猪熊 正農地集積専門員 |
| 傍聴者 | 無 |
| 来賓 | さぬき市 大山 茂樹 市長 |

事務局

ご案内の時刻に少し早いですけども、皆さんお揃いですので、ただいまより令和3年度さぬき市農業委員会総会を開催したいと思います。

本日の出席報告を致します。農業委員総数18名中16名の出席で、農業委員会法第27条第3項の規定により、総会の成立要件を満たしておりますので、本会は有効に成立しております。

なお、本日の総会には、新型コロナウイルス感染予防対策のため、農地利用最適化推進委員の方にはご出席をいただいておりますので、ご了承いただきたいと思ひます。

では、最初に、農業委員会会長の松原会長にご挨拶をお願いします。

議長（会長）

皆さん、こんにちは。

さて、令和3年度のさぬき市農業委員会総会に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は公務ご多忙の中、さぬき市大山市長様のご臨席をいただきまして、ありがとうございます。

さて、本市農業委員会は、改正農業委員会法の施行を受け、平成29年7月20日に新体制に移行致しました。昨年7月20日には2回目の改選がありました。新体制後、2期目のスタートをし、農業・農村活性化、農地を守り有効利用、集約化を推進委員ともども取り組んでいるところでございます。意欲ある行動する農業委員会として取り組むべく、農業委員、推進委員、事務局とともに、農地機構との連携のもと、農業会議及び東讃農業改良普及センター様のご指導をいただきながら、担い手への農地利用集積・集約化、遊休農地の発生防止と解消、新規参入の促進、農地利用の最適化の推進に向け、一層努力してまいり所存でございます。

どうか委員各位におかれましては前向きな議論を期待致しまして、本日、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

事務局

本日の総会に大山市長様にご臨席をいただいております。ご祝辞をいただきたいと思ひます。

市長

改めまして、皆さん、こんにちは。

今日は本当に暖かいというか、少し暑いぐらいで、素晴らしいお天気に恵まれました。令和3年度のさぬき市農業委員会の総会が、委員の皆さんが出席されて盛大に開催されますこと、心からお喜びを申し上げたいと思ひます。

皆さんもご承知のように、ここ1年余りはもう寝ても覚めても、うどんではなくてコロナ、コロナで、本当に翻弄されております。しかし、おととい18日の日曜日には、東京2020オリンピックの聖火リレーがさぬき市のほうに入っていて、この市役所の前でも2時9分から30分余り簡単なミニセレブレーションを行わせていただきました。あいにくその日は2時前にもう風が強くて雨も降ってきました、ちょっと想定外だったんですけども、急遽、市役所の庁舎を開放しまして、皆さん中で待っていただいて、聖火の到着を待ったわけでありませう。

この中には前回の東京オリンピック記憶にある人ない人おると思ひますけれども、早いものであれから57年です。西暦で言いますと1964年、昭和で言いますと昭和39年。本来は56年ぶりのオリンピックであるはずだったんですが、去年、今年に1年延期されたということで57年ぶりと。来ておられる皆さんともお話ししたんですけども、次に日本でオリンピックが開かれるときは多分、地上からはなかなか眺めにくいと。空の上のほうからだったら聖火も見えるかもわかりませんが、生で見ることはもうないということで、一緒に聖火をお迎えしました。

そのオリンピックで象徴されるように、コロナの影響は日常生活とか、そ

れから経済活動、もういまだに大きい影響を与えています。皆さんが日頃努力をされております農業にも大なり小なり影響があるのではないかなとお察しするところでございます。

また、農業委員会の委員さんとしてのお仕事も、人との話というのが基本になる部分ですから、人と人との接触を減らそうと、そういう感染防止対策の中で活動が非常にしにくかったのではないかな。また、ここしばらくは同じような状況が続くのではないかなというふうに思っています。併せてご苦労に対して敬意を表したいというふうに思います。

しかし、一方で、コロナ禍と言われておりますけれども、コロナを経験することで私たち、特に日本がやはり農業というものがなくてはならないものだ、という認識は多少なりとも深まったのではないかなと、また、深まってほしいなと私は個人的に思っています。

いろんな諸外国との行き来が制限される中で、私たちの生きる糧である食べ物はやっぱり自給をすると、そういった当たり前のことが少しおろそかにされてきたのではないかなと。今、たしか自給率は40%を切っているというふうに思います。それがもう少し高くしないといけない。そして、単に高くするだけでなく、質も高めていく。国民の健康にも農業が寄与する、そういう量と質を高めていくことが、国としての、また、県としても、それから市としても大事な役目になってくるのではないかなということを感じさせてくれたのではないかなというふうに思います。

冗談で、あんまりこの話をしますと我田引水ではないかと、こういうふうに言われますけれども、そういったことを抜きにして、この農業の大切さ、ありがたさ、そういったものを国民の多くの方が認識してくれば、これを1つのきっかけにして、瑞穂の国と言われているこの日本が農業を中心に、もちろん製造業、サービス業、大事な産業でありますけれども、ベースとしての産業としての1次産業、特にさぬき市のような地方の都市の中ではそれが大事なんだと、そういうことをお互いに確かめ合うことができたのではないかなというふうに思っています。

なかなか香川県も感染者の数が少ないということで、去年の11月頃までは安心しておったんですけれども、あれよあれよという間に、100人になったらどうしようというふうに思っていたところ、もう1,000人を超えてしまいました。さぬき市も残念ながら、今日、多分、記者発表をやると思うんですけれども、またお2人、さぬき市関係者の方が感染したという、今日の多分夜のニュースでは出ると思いますけれども、やはりいろんなところにもう広がっています。

そういった意味では、油断をすることなく、しかし、きちっとした、今日の会のように、感染防止対策をすれば、会議もできるし、いろんなことをまだまだできるんだろうと思います。コロナのせいにしていろんなことをしないというのではなくて、コロナを正しく知って、そして、やるべきことをやる、そして、あとはワクチンの接種をできるだけ、国のほうで供給をしていただいで、進めていきたいなというふうに思っています。

いずれにしても、さぬき市全体、日本全体、さぬき市の農業委員会のお仕事もこれから非常に困難なことが多いと思いますが、もうお互い健康には十分注意しながら、オリンピックをはじめ、明日の新しい、楽しい、そういった未来を一緒につくっていただきたいと思っております。

結びになりますけれども、今後ともさぬき市の農業委員会がますます、松原会長を中心にご発展をされますこと、今日、総会にご出席をされた農業委員の皆さん方の今後一層のご健勝、ご多幸、ご活躍、心からご祈念申し上げます。お祝いのご挨拶にさせていただきますと思います。

本日は総会のご盛会、まことにおめでとうございます。ありがとうございました。

| | |
|--------|--|
| 事務局 | <p>ありがとうございました。</p> <p>従来ですと、一般財団法人香川県農業会議の近藤局長様、また、香川県農業改良普及センターの大山所長様にご臨席いただき、ご祝辞をいただくところでしたが、コロナ感染症予防のため、会議簡素化、時間短縮に努めるためにご案内を差し控えさせていただきましたことをここに報告させていただきます。</p> <p>なお、市長様におかれましては、公務の都合により、この後退席されますので、ご承知をお願いしたと思います。</p> |
| 市長 | <p>どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。</p> |
| 事務局 | <p>次に、総会の議長につきましては、さぬき市農業委員会総会会議規則第10条に、「会長は総会の議長となり、議事を総理する」と定められておりますので、会長のほうで進行をお願いしたと思います。</p> |
| 議長（会長） | <p>定めによりまして、会長が議長を務めるということなので、私のほうで総会を進めさせていただきます。議事進行につきましては、ご協力をよろしくお願い致します。</p> <p>では、議事録の署名委員の選任ですが、規定に従い私のほうで指名させていただきます。では、3番朝倉委員さん、5番松岡委員さん、両委員さん、よろしく申し上げます。</p> <p>続いて、議事に入りたいと思います。</p> <p>議案第1号「令和2年度事業報告について」、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動報告」を上程致します。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>総会資料の1ページを開けていただいたらと思います。</p> <p>「令和2年度事業報告について」、1番でございます令和2年度の概況報告です。読み上げさせていただきます。</p> <p>本市は農業従事者の減少・不在、経営主の高齢化、集落機能の低下などによる遊休農地の荒廃化や鳥獣被害が増加しているほか、人口減少に伴う国内マーケットの減少、TPPなどの新たな国際環境、頻発する自然災害や家畜の伝染性疾病などの課題に直面し、生産基盤の脆弱化、地域コミュニティの衰退が懸念されております。こうした中、国内外の様々な需要に対応できるよう生産基盤の強化を図り、次の世代への継承のための持続可能な農業構造の実施に向けた担い手育成・確保、農地集積・集約化を一層進めることが急務となっています。</p> <p>このような中、遊休農地の解消と農地を集積・集約化し大規模な生産性の高い農業の実現を図るために創設された農地中間管理事業も7年目を迎え、土地所有者及び担い手農家に浸透し、昨年度と比較しても農地の集積・集約が進んでおりますが、機構が借受けできない農地もあり、その農地の適正利用の方向性など農業委員会として今後の課題として引き続き取り組む必要があると思われまます。</p> <p>また、本市農業委員会におきましても、平成28年に改正農業委員会法施行後、2期目となる新たな農業委員18名、農地利用最適化推進委員28名へ移行し、今後の農業委員会の取組は、農業委員と農地利用最適化推進委員が二人三脚の体制で、農地中間管理機構との連携のもと、担い手への農地の集積・集約化の加速化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に向けた本事業計画に基づき、全委員による農地の利用状況調査を実施し、該当する農地の所有者に対して随時、農地の適正な利用を図り、遊休農地化の発生阻止のための個別指導などを進めてきたところであります。</p> |

さらに、農地の利用集積を通じた認定農業者など担い手の規模拡大への支援、農地各法の適正な実施、農業経営改善計画の達成に向けた経営指導や、経営記帳相談会、農家相談会、農業後継者確保支援など、人・農地プランの実質化による精度の高い農地利用意向に着手しているところです。

さらに、3月18日でございますが、女性の持つ柔軟な発想や感性、視点を生かした市の農業・農村の再生を図ることを目的に女性によるフォーラムを開催し、農業で新たな経営を目指す女性が活躍する自らの体験・活動事例を踏まえた講演会やグループ討議を行い、農業への魅力や環境、女性が重要な担い手として一層能力を発揮するための意見交換を行った、という内容でございます。

次に、2番でございますが、総会及び地区代表者会の開催状況ですが、通常総会を令和2年4月17日に開催しております。

次に、(2)番ですが、臨時総会ですが、令和2年7月20日に開催しております。

次に、地区代表者会等ですが、令和2年4月17日を皮切りに計7回実施しております。

3ページをご覧くださいいただければと思いますけれども、3番目の定例会の開催状況で、12回開催している状況です。

次に、4ページでございますが、その他の会議開催状況ということで、4月14日を皮切りに、7ページの3月26日日常設委員会まで計58の会をしてしております。

事務局

資料8ページでございます。農地関係取扱状況の令和2年度農地法第3条第1項の規定による許可申請集計表でございます。資料8ページ、9ページで、9ページをご覧くださいいただいで、総合計としまして、令和2年は申請件数37件、筆数として90筆、面積74,069㎡でございます。前年度と比べ25,343.96㎡の減となっております。

続きまして、10ページでございます。令和2年度農地法4条転用件数及び面積集計表でございます。件数としましては27件、面積8,747.37㎡でございます。前年と比べ17,369.63㎡の減でございます。

続きまして、11ページでございます。令和2年度農地法第5条転用件数及び面積集計表でございます。件数としましては60件、面積54,512㎡、前年度と比べ31,926㎡の減でございます。

事務局

それでは、12ページをご覧ください。令和2年度非農地証明願集計表でございます。合計で46件の76,570.27㎡で、昨年と比べて37,858.98㎡の増となっております。

事務局

続きまして、13ページでございます。各種証明関係集計表でございます。耕作証明65件、農地法第4条・5条に伴う許可書の再交付願1件、農地法第4条・5条許可後の工事完了証明願・届67件、農地法第4条・5条許可後の工事進捗状況報告1件、農地法第3条・4条・5条許可取下げ、取消し、不許可については全てゼロ、土地改良事業参加申出願14件、納税猶予証明願計13件でございます。

事務局

それでは、次、14ページの令和2年度農業振興地域整備計画変更（個別除外）の審議集計表です。14、15で載っていますが、15ページの総計のところだけ読ませていただきます。申出件数は26件、筆数が36筆、面積で14,246.27㎡となっております。

次に、農地利用状況調査実施結果でございますが、合計で、区分1の耕作放棄地となっておりますのが1,549筆の104万1,422㎡で、区分2の耕作放棄地、黄色の数字が、筆数が233筆、面積で15万7,398㎡で

ございます。区分3の耕作放棄地の赤ですが、筆数と致しまして6,301筆、面積にしまして425万6,574㎡となっております。それで、筆数の合計が8,083筆の545万5,394㎡となっております。

続きまして、17ページの農政関係取扱状況と致しまして、令和2年度農業経営基盤強化促進法による流動化実績でございます。

合計欄だけで、使用貸借が面積の合計が105万1,959㎡の977筆、賃貸借が面積が16万6,381㎡で130筆、合計で面積合計が121万8,340㎡で1,107筆です。

その内訳で、新規の設定の面積合計が67万8,975㎡の620筆、再設定が合計面積53万9,365㎡で筆数は487筆となっております。

それと、地区別あっせん件数及び面積は、所有権移転が18,014㎡の12筆です。この数字は農地機構との売買の数字となっております。

事務局

続いて、資料18ページの農業者年金事務の報告を行います。まず、受給者数は、新制度45名、旧制度207名、待機者19名、加入者数は8名となっております。令和2年度農業者年金関係届出状況につきましては、経営移譲年金裁定請求書（旧制度）が1件、特例付加年金裁定請求書（新制度）が1件、老齢年金裁定請求書（旧制度）はゼロ件、新制度については3件ありました。死亡関係届出書は13件、新規加入者はゼロ件。政策支援加入の区分変更など、その他の届出は4件、合計22件です。

事務局

続いて、19ページでございます。（3）の女性委員会議の開催状況でございます。令和2年5月25日から始まりまして、計6回開催しています。

（4）の農業委員会広報活動の実施状況ということで、さぬき市広報誌に農業委員会だよりとして農業委員会の活動等を紹介したということで、6件出しております。

それと、さぬき市SCN音声告知放送を利用し、農業委員会の活動等を紹介したということで、農家相談についての放送を2件しております。

あと、次の20ページでございますが、ホームページにも活動等を掲載しております。

5番目の農家相談の実施状況ということで、年2回開催しています。

6番目の市単独農業委員研修の状況ということで、2回実施しております。

事務局

続きまして、別紙になりますので、まず、別紙ご用意いただけたらと思います。別紙様式1の令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価というものになります。

1ページでございます。農業の概要として、耕地面積2,376ha、経営耕地面積1,854ha、遊休農地面積129ha、農地台帳面積3,065ha、総農家数2,921、農業者数2,463人、認定農業者114名。

2番、農業委員会の現在の体制として、令和2年度につきましては、任期満了年月日が令和2年7月19日で、農業委員定数18、実数18、推進委員28名という形で運営をさせていただきました。

続きまして、2ページ目でございます。

担い手への農地の利用集積・集約化の現状及び課題。管内の農地面積2,376ha、これまでの集積面積629ha、集積率26.5%。課題と致しまして、零細農家の多い地域については担い手となる農家が少なく、利用集積が図りがたい状況がある等でございます。

令和2年度の目標及び実績についてですが、集積目標660haのところ、集積実績636ha、うち新規実績18ha。達成状況として96.4%でございました。

目標の達成に向けた活動と致しましては、利用権設定の通知の際に農地機構のチラシ、それに伴う文書を同封等をさせていただきました。

4番の目標及び活動に対する評価としましては、目標を達成していることから適正な目標値であり、今後も農地機構と連携し農地集積を図ることをしていきたいと思っております。

続きまして、3ページで、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について、現状及び課題とありますが、概要のとおりでございます。

2番の令和2年度の目標及び実績については、1経営体を目標としておりました。

3番、目標の達成に向けた活動としましては、農事組合法人設立等に際しては、普及センターと協力し制度の説明を行う。活動実績として、新規参入はありませんでした。

4番、目標及び活動に対する評価としましては、目標の達成はできませんでしたが、新規参入への活動を継続して行い、引き続き、農協、普及センター、関係機関と連携し、新規参入の促進に努めていきます。

続きまして、4ページでございます。

遊休農地に関する措置に関する評価としまして、令和2年4月現在、管内の農地面積2,398ha、遊休農地面積124ha、割合5.2%。課題として、遊休農地は増加傾向にあり、後継者不足、営農意欲の低下により大幅な解消は困難な状況であるが、引き続き遊休農地の所有者等への継続した指導が必要としております。

令和2年度の目標及び実績については、解消目標4haのところ解消実績1ha、達成状況25%でございました。

遊休農地解消の目標達成に向けた活動としましては、農地利用状況の調査を46人、調査実施時期8月から10月、取りまとめ10月から11月とし、農地の利用状況調査については、調査員数27名で行いました。調査数としましては、32条第1項第1号農地が85筆の5.9haでございました。

4番、目標及び活動に対する評価としまして、遊休農地解消目標の達成はできませんでしたが、遊休農地の所有者等への指導等は継続して行われている、引き続き遊休農地解消に向けて取り組むとしております。

5ページでございます。

違反転用への適正な対応で、現状としましては、管内の農地面積2,376haで、課題としまして、過年度からの違反転用の案件について早期に手続実施により解消を行う。また、新たな違反転用にならないように農業委員会での周知活動をより徹底することが必要としております。

3番の活動計画実績及び評価については、概要のとおりでございます。

続きまして、6ページです。

農地法等によりその権限に属された事務に関する点検と致しまして、農地法第3条に基づく許可事務は37件、2番の農地転用に関する事務は87件。

7ページでございまして、農地所有適格化法人からの報告への対応は、管内所有適格化法人数22法人のうち、報告書の未提出であった6法人については農地法の制度理解不足だと考え、引き続き、報告書を提出するよう指導するとしております。

4番、情報提供等につきまして、調査対象賃貸借件数242件で、公表時期は令和3年1月、広報誌への掲載。

農地権利移動の状況把握について、調査対象権利移動件数566件で、取りまとめ時期は令和3年3月で、合計件数についてはホームページへ公表。

農地台帳の整備については、随時更新で、農地ナビにて公表を行っております。

続きまして、8ページでございます。

地域農業者からの主な要望・意見については、概要のとおりでございます。

事務の実施状況の公表等で、総会等の議事録の公表は、ホームページに公表しております。

2番、農地利用最適化推進施策の改善についての意見としては4件ありまして、担い手を育てる体制の強化、地域の特性を生かした高品質・高付加価値のある作物導入に向けた営農指導体制の強化、遊休農地解消に向けた取組の強化、鳥獣害対策の強化。

3番、活動計画の点検・評価の公表としましては、ホームページに公表しております。以上になります。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。「令和2年度事業報告について」、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動報告」の委員皆様のご意見をお聞きしたいと思っております。発言される方は手を挙げてお願い致します。ございませんか。

全委員 「なし」との声あり。

議長（会長） それでは、意見もないようですので、「令和2年度事業報告について」、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動報告」はご了解いただいたものと処理してよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） では、議案第1号「令和2年度事業報告について」、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動報告」は承認いただいたものと致します。

続きまして、議案第2号「令和3年度事業計画（案）について」、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を上程致します。事務局より説明を求めます。

事務局 総会資料の21ページでございます。

議案第2号「令和3年度事業計画（案）について」、1、令和3年度事業方針でございます。

今日の我が国の農業・農村を取り巻く情勢は、農業者の大幅な減少などにより、農業の持続性が損なわれる地域が発生する事態が懸念されていることから、これを防ぎ、農業が成長産業として発展していくためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが重要であります。

人・農地プランによる地域農業の点検の加速化と各種施策の一体的な実施による効率的かつ安定的な経営を目指す経営体を含む担い手の育成・確保と農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化、また、そのための農業生産基盤整備の効果的な推進が喫緊の課題であり、さらに、次世代の担い手への農地をはじめとする農業基盤の円滑な継承が必要であります。

併せて、新規就農の促進、女性の経営・社会参画、高齢者・障害者などを含む多様な人材の確保、新たな農業支援サービスの定着などを進め、農業現場を支える多様な人材や主体の活躍を促すことが重要であります。

こうした中、本市農業委員会におきましても、平成28年4月の改正農業委員会法の施行を受け、平成29年7月20日から新体制に移行し、昨年7月20日には2回目の改選を終え、新たな農業委員、農地利用最適化推進委員、総勢46名のもと、制度改正の主眼である担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化の推進に向けて、その取り組みを一層強化し、目に見える成果を上げるべ

く、関係機関・団体との連携強化、地域農業者との積極的な話し合い活動を進めることが重要であるとの認識に基づき、意欲ある行動する農業委員会として取り組む必要があります。

今後は、農業・農業者の利益代表機関としての役割を果たすべく、耕作放棄地の発生防止や優良農地の確保、農地利用最適化等を重点項目とし、農業委員会の的確な推進を図るため、次の事業を実施します、という方針でございます。

次に、2番目の事業内容でございますが、11項目ございまして、まず、1番目、適正な農地行政の推進と農地利用最適化に向けた取組みということで、市内全域において農地利用状況調査を引き続き実施して、遊休農地の防止に向けた取組をさらに強化することとするような内容でございます。

次に、2番目でございますが、人・農地プランの実質化、事業参画に積極的な参加に向けた取組ということで、農地中間管理機構や農地利用最適化推進委員と連動・協調して農地の集積・集約化を推進することというような内容になっております。

次に、3番目でございますが、地域農業の担い手である認定農業者、中核的農業者への活動支援ということで、遊休農地や出し手農家の意向調査を引き続き行って、農地中間管理機構事業を活用して面的集積が図れるよう積極的に推進するというような内容でございます。

次に、4番目ですが、女性農業者の地位向上に向けた取組ということで、市内の若手女性農業者が主体的に農業経営や起業活動に取り組むための必要な知識や技術の習得の場を計画的に開催し、女性農業者のネットワークの構築や家族経営協定の締結の推進に向けて、関係機関と連携して女性農業者がよりよきパートナーとして活躍できる環境整備を図るものとするというような内容でございます。

次に、5番目でございますが、農業者の老後の福祉向上のための農業者年金の加入促進及び啓蒙・啓発ということで、農業者年金への加入促進を行っていくというような内容でございます。

次に、6番目ですが、農地利用最適化における施策の改善意見についてということで、農地利用最適化における問題とか課題、さらに、農政に対する意見・要望を集約して、国及び県、市長部局に対し施策の改善意見の提出を行うというような内容でございます。

次に、23ページでございます。会議の開催ということで、総会から始まり4つの会議を計画しております。

次に、8番目ですが、農業委員会の適正な事務の推進ということで、農業委員会の全体会等の議事内容をホームページ等で公表するというような内容でございます。

次に、9番目ですが、農業情報事業の推進ということで、全国農業新聞の加入促進を継続して行うというような内容でございます。

次に、10番目の調査・研究及び研修についてということで、県主催の農業委員の研修に参加することや、県内での先進的な取組を行っている農業委員会に赴いて調査・研究し、課題解決の方法や方向性についての検討を進めるという内容でございます。

次に、11番目でございますが、新農業委員会における取組体制についてということで、これまで以上にスムーズな運営が図られるよう検証しながら、充実した農業委員会の体制を目指すというような内容でございます。

事務局

ここからの説明は別紙様式のほうになりますので、別紙様式1・2というほうの別紙2、9ページをご覧ください。

まず、農業委員会の状況で、農家、農地等の概要と致しましてはご覧のとおりです。また確認してください。

それと、農業委員数は定数18で実数も18、農地利用最適化推進委員も

定数28の実数が28で、地区数として20で、任期満了日は令和5年7月19日となっております。

次、10ページで、担い手への農地の利用集積・集約化ですが、現状は、管内の農地面積2,376haに対し、これまでの集積面積が612ha、集積率は25.8%です。

課題と致しましては、零細農家の多い地域については担い手となる農家が少なく、利用集積が図りがたい状況がある、また、中山間地域では有害鳥獣被害等が広がりつつあり、対策が必要である。

令和3年度の目標及び活動計画と致しましては、集積面積を670ha、うち新規集積面積を15haにするのが目標となっております。活動計画は、利用権設定農地の終期・更新通知書を送付の際、農地機構のチラシ、それに伴う文書を同封し郵送する、農業委員、農地利用最適化推進委員と連携を図り、貸手農家の要望を定期的に機構集積員に伝えることです。

次に、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進として、現状及び課題として、新規参入の状況は、平成30年度が3経営体、令和元年度はありませんでした。令和2年度が1経営体ありました。課題と致しましては、農業の産業としての位置づけが不安定であることです。

令和3年度の目標及び活動計画と致しましては、1経営体の目標面積1haとなっております。活動計画と致しましては、農事組合法人設立予定に際し、普及センターと協力し制度等の説明を行うことです。

次に、11ページの遊休農地に対する措置ですが、現状と課題と致しましては、管内の農地面積2,376haに対し遊休農地面積120ha、割合としては5.1%で、課題は、遊休農地は増加傾向にあり、後継者不足や営農意欲の低下により大幅な解消は困難な状況ではあるが、引き続き遊休農地の所有者等への継続した指導が必要となっております。

令和3年度の目標及び活動計画は、遊休農地の解消面積を3haとし、活動計画では、農地の利用状況調査で管内全域を調査区域とし、道路からの目視による巡回、委員への地元農家からの事前情報により該当箇所を把握し地図等に記録、農業委員等と農地利用最適化推進委員からなる班を形成し、委員ごとで地域を分け、調査することです。

次の、違反転用への適正な対応ですが、現状と致しましては違反面積はありません。課題としては、違反転用案件については早期に手続実施指導により解消を図り、新たな違反転用にならぬよう周知、活動により徹底することが必要であると思われま

す。令和3年度の活動計画と致しましては、6月頃、広報誌やホームページでの周知徹底、違反転用者に対する指導の実施、また、転用者には農地転用許可済標識を配布、提示を指導することとなっております。以上です。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。「令和3年度事業計画（案）について」、「令和3年度の目標及び達成に向けた活動計画（案）について」、委員の皆様のご意見をお聞きしたいと思います。ごさいませんか。

全委員

「なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、意見もないようですので、議案第2号「令和3年度事業計画（案）について」、「令和3年度の目標及び達成に向けた活動計画（案）について」は原案承認ということで処理してよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、異議なしと認め、議案第2号「令和3年度事業計画（案）」に

について」、「令和3年度の目標及び達成に向けた活動計画（案）について」は原案承認と致します。（案）という字を消してください。

続きまして、議案第3号「会長職務代理者の辞任について」を上程致します。

それでは、芳竹委員の退席を求めます。

（芳竹委員 退席）

議長（会長） 事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号でございます。「会長職務代理者の辞任について」。

芳竹和政委員から、令和3年4月12日付で会長職務代理者の職についての辞任届が提出されました。会長職務代理者の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第13条の規定の準用により、農業委員会の同意を得ることが必要とされていることから、ご審議いただくものです。

辞任届を代読させていただきます。

辞任届。さぬき市農業委員会会長、松原俊幸殿。私はこのたび、一身上の都合により、さぬき市農業委員会職務代理者を辞任致したく、お届けします。令和3年4月12日、さぬき市●●●●●●●●●●●●●●●●番地、芳竹和政。以上でございます。

議長（会長）

事務局の説明が終了致しました。本日、地区代表者会議において協議させていただきましたが、申出が非常に固いので、受理することと致しました。

芳竹委員さんは農業法人の役員でもあり、団体の役員、その他の役員、いろいろございまして就任も決まっております、各方面での活動で多忙であります、体調面も不安があるとのことで、会長職務代理者の職責の重大さを考えての辞任とのことで、会長職務代理者だけを辞任いただいて、農業委員会委員としては今後も活動していただけるということでございますので、再三引き止めましたが、本人の意志が固く、どうしてもということで、止むなく受理することと致しました。

皆様のご同意をいただけますでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、ご同意いただいたものとして、承認したいと思います。
それでは、退席されている芳竹委員の再入場を認めます。

（芳竹委員 着席）

議長（会長）

それでは、芳竹委員の会長職務代理者の辞任に当たり、同意が得られましたので、芳竹委員さんより挨拶をお願い致します。

芳竹和政委員

このたび私の私的なことで大変ご迷惑をおかけしますことを心よりお詫び申し上げます。また、これからは一委員として務めを果たしてまいりたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

議長（会長）

ありがとうございました。

先ほど、会長職務代理者が辞任されたことに伴い、会長職務代理者の互選を行う必要が生じたので、これにより「会長職務代理者の互選について」を追加議案として上程致します。

まず、互選の方法についてお諮りします。どのような方法を取ったらよろしいでしょうか。

| | |
|---------|--|
| 寒川巧委員 | 過去の例からも、地区支部長ですか、5地区の支部長さんのほうからいろいろと検討していただいてというのはどうでしょうか。案ですけども。 |
| 議長（会長） | それで構いませんか。 |
| 全委員 | 「異議なし」との声あり。 |
| 議長（会長） | それでは、地区代表者の方の別室にてのご相談をお願い致します。 では、暫時休憩致します。 |
| | 休 憩 |
| 議長（会長） | それでは再開致します。 ただいまの結果を地区代表委員の方お願い致します。 十河委員。 |
| 十河道夫委員 | 先ほど全員の支部長で話という形でしたが、話し合いじゃなくて押しつけになります。蓮井委員が引き受けていただけるということになりましたので、皆さんご協力のほうをお願いしたいと思います。以上です。 |
| 議長（会長） | ただいまのご報告のとおり、蓮井委員に決定してよろしいですか。 |
| 全委員 | 「異議なし」との声あり。 |
| 議長（会長） | 異議なしと認めます。さぬき市農業委員会会長職務代理者は蓮井委員に決定致しました。 蓮井委員、前の席へ移っていただき、一言ご挨拶をお願い致します。 |
| 蓮井セツ子委員 | 失礼します。芳竹職務代理者の後任として松原会長を補佐していきたいと思いますが、何分浅学非才でございますし、皆様方の温かい指導をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、何分よろしくお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。 |
| 議長（会長） | 本日の上程議案については以上ですが、ほかに委員さん、事務局さん、発言がございましたらお願い致します。 |
| | 発言なし。 |
| 議長（会長） | それでは、令和3年度農業委員会総会を閉会と致します。 長らくありがとうございました。 |
| | （ 2時25分閉会） |

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・令和2年度事業報告について
令和2年度の目標及びその達成に向けた活動報告について
賛成委員・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・0名

・令和3年度事業計画（案）について
令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
賛成委員・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・0名

・会長職務代理者の辞任について
賛成委員・・・・・・・・14名 反対委員・・・・・・・・0名

・会長職務代理者の互選について
賛成委員・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 3 番

署名委員 5 番